

運送契約書

- 1 件名 令和8年度小荷物運送
- 2 運送区間 発注者の指示による区間
- 3 契約期間 自 令和8年 4月 1日
至 令和9年 3月31日
- 4 契約料金 別紙単価表による
- 5 契約保証金 免除

上記の契約について、発注者 分任支出負担行為担当官九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所長 ○○ ○○ 及び 分任支出負担行為担当官九州地方整備局下関港湾事務所長 ○○ ○○ (以下「発注者」という。) と受注者 (以下「受注者」という。) とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって運送契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の運送契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に従い、これを履行しなければならない。

2 この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、小荷物運送をするために必要な一切の手段については、受注者が定めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第3条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、契約内容を変更することができる。この場合においては、発注者と受注者が協議して書面をもって定めなければならない。

2 受注者は、契約料金に変更が生じたときは、すみやかに書面をもって発注者に通知し、発注者と受注者が協議して変更するものとする。

(損害の負担)

第4条 運送中における損害は、受注者の定める約款に基づき負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(修理費等)

第5条 運送のための運転材料及び修理費等は、一切受注者の負担とする。

(運送の証明)

第6条 発注者は、運送が完了したときは、受注者の所有する送り状の控えを提出させ、運送を確認するものとする。

(運送代金の支払)

第7条 受注者は、契約料金の支払については、給付した1ヶ月分を取りまとめ、前条に基づき算定し、発注者の検査を受けた額（以下「運送代金」という。）を、翌月以降請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に運送代金を支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第8条 受注者は、発注者の承諾を得て代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の権限のある代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第9条 発注者の責に帰すべき理由により、第7条第2項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第9条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、支払額（履行が完了し支払われていない部分について、その部分につき契約の目的が達成されたと認められるときは、その部分に相当する運送代金を含む）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことによ

り、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛名に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条の規定又は第8条第1号に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第10条 発注者は、受注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、民法第542条の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
- 一 第12条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 二 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下この号において同じ。) であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 物件に係る調達契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- 3 第1項又は前項第1号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は前項の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、契約期間内に前条に規定する場合のほか必要があるとは、契約を解除することができます。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(紛争の解決)

第13条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関する発注者と受注者との間に生じた一切の紛争に係る訴訟又は調停について、発注者

及び受注者は、発注者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(補 則)

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

上記のとおり契約した証としてこの証書2通を作成し、発注者と受注者が各自保管する。

令和8年4月1日

発注者 住 所 下関市竹崎町4丁目6-1
九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所
氏 名 分任支出負担行為担当官
九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所長
○○ ○○

住 所 下関市東大和町2丁目29-1
九州地方整備局下関港湾事務所
氏 名 分任支出負担行為担当官
九州地方整備局下関港湾事務所長
○○ ○○

受注者 住 所
氏 名

別紙

単価表

(税込)

サイズ	3辺の和 (cm)	重さ(kg)	北海道		北東北		南東北		関東		信越		中部		北陸		
			北海道		青森県 秋田県 岩手県		宮城県 山形県 福島県		東京都 神奈川県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 山梨県		長野県 新潟県		静岡県 愛知県 岐阜県 三重県		富山県 石川県 福井県		
			予定数量		単価	予定数量		単価	予定数量		単価	予定数量		単価	予定数量		
			下関港湾 事務所	下関港湾 空港技術 調査事務 所		下関港湾 事務所	下関港湾 空港技術 調査事務 所		下関港湾 事務所	下関港湾 空港技術 調査事務 所		下関港湾 事務所	下関港湾 空港技術 調査事務 所		下関港湾 事務所	下関港湾 空港技術 調査事務 所	
60	~60	~2	1	1		1	1		1	1		5	6		1	1	
80	~80	~5	1	1		1	1		1	1		1	3		1	1	
100	~100	~10	1	1		1	1		1	1		1	3		1	1	
120	~120	~15	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	
140	~140	~20	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	
150	~150	~25	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	

サイズ	3辺の和 (cm)	重さ(kg)	近畿		山口		中國		四国		北九州		南九州		沖縄		
			滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県		山口県		鳥取県 島根県 岡山県 広島県		香川県 徳島県 高知県 愛媛県		福岡県 佐賀県 長崎県 大分県		熊本県 宮崎県 鹿児島県		沖縄県		
			予定数量		単価	予定数量		単価	予定数量		単価	予定数量		単価	予定数量		
			下関港湾 事務所	下関港湾 空港技術 調査事務 所		下関港湾 事務所	下関港湾 空港技術 調査事務 所		下関港湾 事務所	下関港湾 空港技術 調査事務 所		下関港湾 事務所	下関港湾 空港技術 調査事務 所		下関港湾 事務所	下関港湾 空港技術 調査事務 所	
60	~60	~2	1	1		5	5		5	3		1	1		120	120	
80	~80	~5	1	1		1	1		1	3		1	1		90	5	
100	~100	~10	1	1		1	1		1	1		5	3		1	3	
120	~120	~15	1	1		1	1		1	1		1	6		1	3	
140	~140	~20	1	1		1	1		1	1		1	3		1	3	
150	~150	~25	1	1		1	1		1	1		1	3		1	3	